

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例
第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、養護老人ホームの設備及び運営に関する
基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号。以下「省令」という。）において使用する用語
の例による。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 17 条第 1 項の規定により条
例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省
令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 21 条第 2 項中「規定」とあるのは、「規定並びに熊
本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第
83 号）第 4 条から第 6 条までの規定」と読み替えるものとする。

（記録の保存期間）

第4条 前条第1項の場合において、省令第9条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

第5条から第15条までを削る。

第16条の見出しを「(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームは、市長の求めに応じ、省令第16条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

第16条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「、身体的拘束等」を「、前項の身体的拘束等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項を削り、同条を第5条とする。

第17条から第29条までを削る。

第30条第1項中「、その」を「、入所者に対する」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「養護老人ホームは、前項の」に改め、同条を第6条とし、第31条を第7条とする。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。